

滋賀県すまいる・あくしょん宣言登録実施要領

1. 目的

「すまいる・あくしょん宣言」を行った企業・団体等を県が登録し、その取組を広く公表することにより、企業・団体等における「すまいる・あくしょん」の取組推進に資することを目的とする。

「すまいる・あくしょん」とは

- ・子どもの権利が守られ、子どもが笑顔で成長できる社会の実現に向けて「大切にしたいこと」について、子どもたちの現状や思いを踏まえ、子どもの視点からわかりやすい7つの行動として示したもの。
- ・「子どもが自分自身のために行動できること」と「子どもの権利を守るために大人が行動すること」という2つの視点から、子どもと大人が取り組む行動を示している。

2. 登録要件

登録できる企業・団体等は、「すまいる・あくしょん」の趣旨に賛同する企業・団体等とし、以下の要件を満たしているものとする。

- (1) 企業・団体等の代表者が「すまいる・あくしょん宣言」を行っていること。
- (2) 申込書に記載の内容、すまいる・あくしょん宣言文、取組内容を公表することに同意すること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団、暴力団員、またはこれらに準ずる者その他の反社会的勢力と密接な関係を有しないこと。

3. 登録申込

登録しようとする企業・団体等は、以下必要事項を記入の上、関係書類を添えて県に申請するものとする。

- (1) 企業・団体等の名称
- (2) 代表者の職・氏名
- (3) 所在地
- (4) 取組内容
- (5) 連絡先

4. 登録

県は登録申請があった場合、その内容が「2.登録要件」を満たすと認められる時は、「滋賀県すまいる・あくしょん宣言登録企業・団体等」として登録するものとする。

5. 登録企業・団体等の広報

県は、県ホームページ等の広報媒体を利用し、県民に登録企業・団体等の名称や取組を申込者に確認の上、広報するものとする。

県は、登録企業・団体等について県による広報を行うことがふさわしくない事由があると認められる時は、ホームページ等における当該登録企業・団体等の広報を休止することとする。

6. その他

イメージキャラクター等について、取組宣言文の作成に使用する場合は申請を不要とする。
この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。